

(別紙)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ 審判廷を見学していただいたが, 感想はいかがか。

○ 初めて見学してみて, あまりにも少年の席と被害者側の席が近く, お互いに心理的にはどうなのかという印象を持った。傍聴の際には持ち物チェックがされるとのことで, その点での心配はないとしても, 感情的になるなど審判に影響がないのかということが気になった。

傍聴制度の利用者は, どのくらいあるのか。

△ 現時点では, 全国的には30件程度の申出がされ, いずれも許可されていると聞いている。当庁では, 傍聴制度の対象事件が数件係属しており, これらはいずれも自動車運転過失致死事件及び自転車による重過失致死事件である。このうち傍聴の申出がされている事件もあるが, まだ実際に傍聴がされたという実績はない。

□ 全国的な状況として, 傍聴制度が利用された事案において, 特に混乱が生じたということは聞いていない。

○ 傍聴の許可をするに際しては, 審判が平穏に行われそうなのか, あるいは荒れそうなのか, 予めそういうことをある程度判断するのか。

△ 改正少年法の施行前には, 「こういう場合にはどう考えるのか。」ということに相当時間をかけて検討してきた。実際の事件については悩みがあると思うが, 傍聴制度の対象事件は, そもそも遺族の被害感情が強いだろうと思われる事件が予定されているので, 遺族の被害感情が強いということだけで傍聴を認めないのは, 制度との整合性がないのではないかというのが大勢であった。

被害者側が私的な復讐を公言している場合や, そこまでいかなくても審判廷で何か行動を起こしそうなときは, 審判廷の警備態勢を強化したり, あるいは, 傍

聴人に事前のレクチャーをするときに、「お気持ちは分かりますが、傍聴は、審判の状況を見てもらうものであって、感情をぶつける場ではない。くれぐれも感情にまかせた行動をとらないようにお願いします。」ということ十分に説明することが重要であると考えている。

- 審判の傍聴に臨む心構えを作っておく必要があり、そのための裁判所からの説明等が重要である。

審判廷は思っていたよりも狭いという声も聞かれたが、審判廷では、少年の両側には保護者、後ろには学校の先生や少年鑑別所の職員が座るということで、少年にとって心を許せる者が周りにいる場合には、審判廷の広さに関係なく、少年を心理的には守ってやれると思う。一方で、何らかの原因で家族や学校の先生には心を許せないというケースでは、逆に少年にとってはプレッシャーとなるかも知れない。

また、審判廷が広がって、裁判官や弁護士との距離が開くと、かえって少年とのコミュニケーションが取りづらくなると思われる。

そういうことからすると、少年にとっては、心理学的なアプローチが非常に大切だと思う。

- △ 本日見ていただいた審判廷の配置は標準的なものであり、少年の保護者、特に親権者の位置も標準的なものとして決まっている。ただ、例えば、父母の仲が悪く、少年のことはそっちのけで、顔を合わせたくないから別々に立ち合わせてほしいとの要望がされるものもあり、裁判所としてもいろいろと配慮しているところである。もっとも、少年の兄貴分や同棲中の女性を立ち合わせてほしいとの要望については、原則として審判に立ち会うことは認められないことになると思われるが、その女性が少年の立ち直りにとってプラスになるというような事情があれば、場合によっては立ち会うことを認めることもあると思われる。

- 被害者調査では、早い段階から、家庭裁判所調査官がいろいろと事情を聞いて、制度の説明もするなどして、審判で混乱が起こらないように配慮しているのか。

△ 被害者側に対しては、①家庭裁判所調査官からの被害者調査を行う際の説明、②出頭に際して裁判所書記官からの説明、③審判の直前に裁判官から重要な点についてのお願い、をそれぞれ段階的にしている。

○ 検察官の立ち会う比率はどのくらいか。

△ この1年では例がない。

○ 争いがなければ、検察官は関与しないのか。

△ 検察官が関与する場合の要件として、重大な非行事実において事実認定に争いがある場合が挙げられる。したがって、要保護性の点では関与が必要ないので、いくら重大な非行事実であっても事実認定に争いがない場合には、検察官が立ち会う必要はない。

□ 検察官の立場から、被害者等に対して、制度説明はしているのか。

○ 刑事司法制度全般の話として、刑事事件すべてについて、被害者に関し見直さなければならぬのではないかという視点で検討されてきており、リーフレットを作ってこういう制度があるとの説明をするなど、裁判所での手続がスムーズに進むようにもしている。

例えば、少年事件に限らず、被害者に対しては、起訴するかどうか、犯罪者、特に性犯罪者がいつ刑務所から出てくるかなど、被害者にとって関心の高いものがいろいろとあるので、被害者等からお話を聞く中で、通知制度など様々なものがあるということは説明している。そして、少年審判との関係では、被害者が亡くなったとか生命に危険を及ぼす重い怪我が生じたときには、審判を傍聴することもできる制度がある、また、審判の状況を説明する制度がある、希望するならば申し出をされてはどうか、という説明もしている。

○ 保護観察所では、裁判所での審判が終わった後で被害者に対応するということになるが、平成19年12月からスタートしているものとして、被害者等から申出があった場合に、保護観察中の者に対して被害者等の心情を伝達する制度であるとか、保護観察の状況を被害者等にお知らせする制度とか、あるいは被害者等

に対する相談支援という形で対応している。

更生保護で被害者対応する場合、保護観察所では、加害者に対応する保護観察官又は保護司と被害者等に対応する保護観察官又は保護司を指定している。というのは、一方で加害者のことを心配しながら他方で被害者のことを思うとなると、保護観察官又は保護司の負担にもなるし、また、被害者も疑心暗鬼となるであろうから、被害者対応には専門の者を充てるという形ですっぱり分けている。この点、家庭裁判所調査官が被害者に対応するときは、当該少年を担当する家庭裁判所調査官以外の者が当たっているのか。

- △ 家庭裁判所調査官が被害者だけを担当するというのではない。少年及び被害者の両方に会うというのが原則であり基本となっている。ただ、1人で事件又は被害者に対処するということはまずなく、共同調査という形をとっている。特に、性非行においては女性の家庭裁判所調査官を関与させ、共同調査で当たっている。被害者から少年のことを聞かされる、あるいは少年から加害者のことを聞かされるということも非常に多いので、三者カンファレンスの中で、予め誰がどのような話をするのかということも検討している。
- これまでに被害者と会う機会があったが、そのときの素朴な感想として、被害者には、少年の動機すら分からない、少年が謝罪しているのか反省しているのかも分からないといった状況で、処分についての通知制度もあるが、被害者は蚊帳の外という状態であったと思う。少年法の改正により、傍聴制度というせっかく良い制度ができたのだから、被害者あるいは遺族が傍聴制度を利用する中で見えてくる利点や弊害があると思われる。それらの事例を積み重ねていく中で、課題も見えてくるので、更に制度の改善を考えていかなければいけないと思う。
- 傍聴制度が少年更生にとってどのように機能していくのかは、まだ一律に言えないところもあると思われるが、今後事例を積み重ねる中で研究等をしていく必要があるだろうと思う。
- 加害少年がうまく更生するための機が熟していないときに、被害者が入るとい

うことがどうなのか。被害者が入って逆に傷ついたということもあるのではない
か。少年の再犯がどの程度あったのか、多くのケースではなく、1つのケースに
ついて、長期的に検証してほしいと思った。

○ 被害者等の意見陳述は、順序としてどの段階で行われることになるのか。

△ 被害者等の意見陳述と被害者等の傍聴とは別の制度であり、被害者等の意見陳
述が審判廷で行われるとは限らない。ただ、審判前に裁判官の面前等で被害者等
の陳述が行われたとしても、実際に傍聴をしてみれば、傍聴を踏まえた上で再度
意見陳述をしたいという要望は当然出てくると思われる。この点については、冒
頭で意見陳述をしてもらって、その後に審理を進めるという意見もあり、意見が
一致しているわけではないが、当庁では、審判の最終段階で意見陳述をしてもら
うのがよいのではないかと現在考えているところである。

○ 意見陳述の方法としては、「はい、どうぞ。」というような形で被害者等に意
見を述べてもらうのか、あるいは、Q&Aのように質問があつてそれに被害者等
が答える形で述べてもらうのか、どちらを予定しているのか。

△ 例えば、「申出がありましたので、傍聴をしていただいて感じたことがおあり
かも知れません。それを踏まえて、被害者の御遺族としての意見を承ります。ど
うぞ。」というような形になり、言葉のやり取りは想定していない。もちろん、
不明な点については裁判官のほうから質問をするということはあると思う。

□ 審判状況説明制度について、当庁の状況はどうか。

△ 現時点での申出は、二十数件である。申出は口頭によってもできるが、ほとん
どは書面によるものである。説明は、ほとんどが裁判所書記官において行ってい
るが、裁判所書記官の説明に加えて家庭裁判所調査官が補助的に説明を行ったも
のもある。

□ これまでのところ、説明に対して納得してもらえなかったというような問題が
生じたということはないか。

△ 申出をする方は、審判状況の説明だけを求めてくるというのは少なく、事件記

録の閲覧や審判結果通知の制度などをセットとして合わせて申出することが多い。これらの制度を1つ1つ説明する中で御理解していただいているものと思われ、これまで問題が生じたということはない。

△ 審判状況説明においては、「少年は本当に反省しているのか。」、「少年の保護者は本当に申し訳なく思っているのか。」などの質問が一番困る。というのは、「そう思う。」とか「そうは思えなかった。」という回答ができないからである。これらは評価的な問題であり、したがって、あくまで外形的なところでしか答えようがなく、そのところは御理解いただくしかない。それなら審判状況説明に何の意味があるのかと言われるかも知れないが、現在のところ、その点に関して困ったという報告は受けていない。

○ 少年法改正について、平成12年の改正では、一定の重大な事件について16歳未満の少年についても事件を検察官送致することが可能となり、平成19年の改正では、14歳未満の少年について少年院送致が可能になったとのことであるが、この7年の間に少年事件数は減っているのか。

△ 昭和58年までは増加傾向にあり、同年をピークとして、その後は減少傾向にある。そして、平成7、8年ころから横ばい状態となったが、平成15年以降は減少傾向にある。大阪においても、毎年1割程度が減少している。

□ 約1万8000件くらいが大阪であり、全国的にも一番多い。大阪においても事件数は減少傾向にあるが、凶悪事案が非常に多いというのが特徴としてある。

△ 被害者配慮制度がかなり進み、中でも傍聴制度はかなりの大きな変化だろうと思う。一方で、裁判所としては、少年の健全育成については依然として漏れのないようにしたいと考えている。例えば、被害者が傍聴しているから、その手前、この質問をやめるということのないよう、ブレない審理をしていきたいと考えている。

□ 以上をもって、意見交換を終わらせていただきます。貴重な御意見等をいただき、どうもありがとうございました。